

【新規】認知症サポート医地域連携促進事業

1 現状

- 独居高齢者の増加により、主治医がいない方等の地域包括支援センターが抱える困難事例が増加
- 国が定めた養成研修を修了し、認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う「認知症サポート医」（R4年度末1,668人）の地域における「連携の推進役」としての役割がますます期待されている

2 事業内容

認知症サポート医の活動を活性化するため、東京都医師会とも連携しながら、実際に地域包括支援センター等と連携して活動している認知症サポート医を、都が「とうきょうオレンジドクター」として認定し、都民及び区市町村等に広く周知する。

■「とうきょうオレンジドクター」の認定

認知症診療歴5年以上などの一定の基準を満たすほか、診断書作成等や支援困難な方の支援への協力について地域包括支援センターと合意した認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」として認定し、公表・周知する。

■「とうきょうオレンジドクター」の活動促進及び情報発信

「とうきょうオレンジドクター」に関するリーフレットの作成・配布や活動報告会の開催等により、活動内容について情報発信するとともに、活動の活性化を図る。



3 令和6年度予算額

3, 7 9 7 千円

とうきょうオレンジドクター 認定要件

■都内に勤務する認知症サポート医のうち、次に掲げるアからオまでの要件をすべて満たす者

ア 認知症診療歴5年以上（自己申告）

イ 診療件数10名以上／月 または 在宅医療件数3名以上／月

ウ 認知症サポート医等フォローアップ研修への参加回数

（前々年度の4月1日から認定申請を行う日までの間に3回以上）

エ 地域包括支援センターとの合意書（※注）

オ 都が行う調査において、下記全てに対応可能又は参加可能と回答、かつ公表に同意していること

認定の有効期間：5年

- ①自らが主治医として関わる認知症（もしくは認知症疑い）の方以外についても、地域包括支援センターからの相談に応じ、助言と支援を行う
- ②所属する区市町村の初期集中支援チームのチーム員として参加できる。
- ③所属する区市町村で認知症検診に関する事業に参加できる。
- ④認知症カフェ等の本人や家族介護者を対象とした取組への参加ができる。
- ⑤住民向け講演会や専門職向け研修等の企画立案への協力や講師として参加ができる。

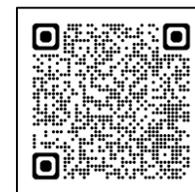
※「認知症サポート医名簿公表に係る同意確認書（対応可能な取組について）」において、都へ届け出いただいている内容です。

<とうきょう認知症ナビ（都HP）：「認知症サポート医名簿」>

届出の様式はこちらからもダウンロードできます。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/soudan/iryuu_kikan/support_meibo/index.html

QRコード
（とうきょう認知症ナビ）



【更新申請】

新規認定要件に加え、認定有効期間内に、「認知症サポート医等フォローアップ研修」のグループワークに1回以上参加。（地域包括支援センターとの合意書は改めて5年）

※注 「地域包括支援センターとの合意書」

認知症サポート医から地域包括支援センターに、認知症のある方への診療及び入退院支援や、地域包括支援センターの相談医、認知症カフェ等の認知症の人と家族介護者等を対象とした取組への参加、運転免許更新や成年後見に係る診断書作成等について、協力することを双方合意の上で約束した書面